

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県法令審査会規程の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 海岸保全区域の指定
- ◇ 教 委 告 示 臨時教育委員会の招集
- ◇ 公 告 昭和四十三年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者

規 則

鳥取県法令審査会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年六月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十三号

鳥取県法令審査会規程の一部を改正する規則

鳥取県法令審査会規程（昭和二十七年六月鳥取県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

第十条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同

条を第九条とする。

第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百七十八号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定する。

昭和四十三年六月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

海 岸 名	区 域
鳥取県鳥取沿岸 網代漁港海岸 大谷地区海岸	次の基点を順次結んだ線及び基点六と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域 基点一 岩美郡岩美町大字大谷網代漁港新導流堤基部 南角
	基点一 基点一から二二〇度 五〇メートルの点
	三 二から二二二度 五一〇メートルの点
	四 三から二五〇度 五七〇メートルの点
	五 四から三五〇度 一〇〇メートルの点
	六 三から三二五度 一〇〇メートルの点
	七 一から三〇〇度 五〇メートルの点

<p>鳥取沿岸 岩戸漁港海岸 岩戸地区海岸</p>	<p>次の基点を順次結んだ線及び基点六と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域から河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川の河川区域(以下「河川の河川区域」という。)を除いた区域</p> <p>基点一 岩美郡福部村大字岩戸岩戸漁港船揚場北東角</p> <p>〃 二 基点一から 五五度 五〇メートルの点</p> <p>〃 三 〃 二から一五〇度 二〇〇メートルの点</p> <p>〃 四 〃 三から一九〇度 三二五メートルの点</p> <p>〃 五 〃 四から二六五度 一七五メートルの点</p> <p>〃 六 〃 一から二三五度 五〇メートルの点</p>
<p>鳥取県鳥取沿岸 船磯漁港海岸 船磯地区海岸</p>	<p>次の基点を順次結んだ線及び基点四と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域</p> <p>基点一 気高郡気高町大字八束水字船磯船磯漁港防砂堤基部東南端より二六〇度五〇メートルの点</p> <p>〃 二 基点一から一五五度 三四〇メートルの点</p> <p>〃 三 〃 二から 八〇度 一〇〇メートルの点</p> <p>〃 四 〃 一から 八三度 一〇〇メートルの点</p>
<p>鳥取県鳥取沿岸 青谷漁港海岸 青谷地区海岸</p>	<p>次の基点を順次結んだ線及び基点四と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域</p> <p>基点一 気高郡青谷町大字青谷青谷漁港西防波堤基部西南角</p> <p>〃 二 基点一から 七〇度 六〇〇メートルの点</p> <p>〃 三 〃 二から三三五度 一〇〇メートルの点</p> <p>〃 四 〃 一から三五〇度 一〇〇メートルの点</p>
<p>鳥取県鳥取沿岸 泊漁港海岸 泊地区海岸</p>	<p>次の基点を順次結んだ線及び基点八と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域</p> <p>基点一 東伯郡泊村大字泊泊漁港西防波堤西側基部西端のり肩より一四〇度五〇メートルの点</p> <p>〃 二 基点一から二三〇度 三九〇メートルの点</p> <p>〃 三 〃 二から二五六度 六九〇メートルの点</p> <p>〃 四 〃 三から二六一度 八四〇メートルの点</p> <p>〃 五 〃 四から二六二度 五七〇メートルの点</p> <p>〃 六 〃 五から二七〇度 五五〇メートルの点</p> <p>〃 七 〃 六から三三二度 一〇〇メートルの点</p> <p>〃 八 〃 五から 〇度 一〇〇メートルの点</p> <p>〃 九 〃 四から 〇度 一〇〇メートルの点</p> <p>〃 一〇 〃 三から 〇度 一〇〇メートルの点</p> <p>〃 一一 〃 二から三三〇度 一〇〇メートルの点</p> <p>〃 一二 〃 一から三二〇度 一〇〇メートルの点</p>
<p>鳥取県鳥取沿岸 羽合漁港海岸 宇野地区海岸</p>	<p>次の基点を順次結んだ線及び基点六と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域</p> <p>基点一 東伯郡羽合町大字宇野羽合漁港海岸護岸西端後面のり肩南西角</p> <p>〃 二 基点一から二九五度 三〇〇メートルの点</p> <p>〃 三 〃 二から 四〇度 一〇〇メートルの点</p> <p>〃 四 〃 一から 〇度 一〇〇メートルの点</p> <p>〃 五 〃 六から 〇度 一〇〇メートルの点</p> <p>〃 六 〃 一から 七八度 五〇〇メートルの点</p>

鳥取県鳥取沿岸

平田漁港海岸

平田地区海岸

次の基点を順次結んだ線及び基点九と基点一基点二三と基点一〇を結んだ線によつて囲まれた区域

基点一 西伯郡大山町大字平田平田漁港北東護岸巻止めの先端上部北西角から五〇度五〇メートルの点

トルの点

- 二 基点一から一四〇度 三二〇メートルの点
- 三 二から二〇四度 四四〇メートルの点
- 四 三から一七〇度 二〇〇メートルの点
- 五 四から二八五度 一〇〇メートルの点
- 六 三から二八〇度 一〇〇メートルの点
- 七 二から二六〇度 一〇〇メートルの点
- 八 一から二三〇度 一〇〇メートルの点
- 九 二から二七五度 一〇〇メートルの点
- 一〇 一から二七五度 一〇〇メートルの点
- 一一 二から三八度 三五〇メートルの点
- 一二 一から二二五度 三五〇メートルの点

鳥取県鳥取沿岸
淀江漁港海岸
淀江地区海岸

次の基点を順次結んだ線及び基点六と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域から河川の区域を除いた区域

基点一 西伯郡淀江町淀江漁港西防波堤西側基部のり

肩から三二〇度五〇メートルの点

- 二 基点一から三二二度 五〇〇メートルの点
- 三 二から二五〇度二、一四〇メートルの点
- 四 三から 四二二度 二五〇メートルの点
- 五 二から三二六度 一〇〇メートルの点

六 一から三二〇度 一〇〇メートルの点

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年六月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

一日時 昭和四十三年六月二十八日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 昭和四十三年度教科用図書採択に関する基準等について

2 その他

公 告

昭和43年6月2日に実施した昭和43年度宅地建物取引主任者資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和43年6月25日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 池沢 弘 | 新 晴美 | 下田 善雄 | 広田 保秀 | 永美 一雄 |
| 中原 一彦 | 福山 俊江 | 竹内 稔 | 井上 節雄 | 岩崎富士雄 |
| 宝石 肇正 | 林 正巳 | 藤井 金吾 | 山崎 新吉 | 佐伯孝太郎 |
| 景山 有 | | | | |